資料１

感染症健康危機管理体制強化について

本県における新型インフルエンザ、一類感染症等の感染症による健康危機管理に迅速に対応するため、関係機関間の連携体制の強化と、事前対応能力の向上等を図る取組です。

１　感染症対策の概要（法的背景）

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）制定

・伝染病予防法、性病予防法を包括（H11 年 4 月 1 日施行）（以下「感染症法」）

・感染症類型と医療体制の再整理、患者等の人権尊重に配慮した入院手続の整備他

(2) 感染症法の改正

・平成 15 年改正（海外での SARS 発生、動物由来感染症への対応、検疫との連携強化　等）

・平成 18 年改正（病原体等の管理体制の確立、感染症分類の見直し、結核予防法の統合 等）

・平成 20 年改正（新型インフルエンザ感染症を類型に位置付け、鳥フル H5N1 二類追加　等）

・平成 26 年改正（MERS の二類感染症への追加、検体採取の措置の法的根拠の明確化　等）

２　感染症対策における課題と本県の主な対応

(1)　課題：感染症の発生及びまん延の防止に備えた**事前対応型行政**の構築

・**岩手県感染症対策委員会の設置**（H 元年 7 月 24 日）

・岩手県感染症情報センターの設置（H14 年４月、環保研内、発生動向情報の収集・解析・公表）

(2)　課題：感染症の類型に応じた**医療提供体制**の整備

・第一種感染症指定医療機関の指定（H20 年度、盛岡市立病院：２床、一類感染症対応）

・第二種感染症指定医療機関の指定（医療圏毎に全県で 9 医療機関：36 床、二類感染症対応）

・感染症診査協議会の設置（H11 年岩手県条例第５号、各保健所に設置）

３　感染症指定医療機関について

・感染症法に規定する感染症の患者の**入院を担当**する医療機関

・第一種及び第二種感染症指定医療機関については**都道府県知事が指定**（法第 38 条）

・**第一種感染症指定医療機関**（一類、二類及び新型インフルエンザ等感染症に対応）

◇指定：平成 20 年５月１日　**盛岡市立病院を指定**

◇医療協力体制の整備：４病院と医療支援に係る**協定を締結**して対応

（岩手医科大学附属病院、盛岡赤十字病院、国立病院機構盛岡病院、県立中央病院）

・**第二種感染症指定医療機関**（二類及び新型インフルエンザ等感染症に対応）

二次医療圏ごとに１ヶ所　人口に応じた病床数（10 医療機関を指定、36 床）

４　第一種感染症指定医療機関の医療体制強化について

(1) **西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行**（H26）を受け、第一種感染症指定医療機関の医療体制強化に向けて次の取組を実施

・**一類感染症対策ワークショップ**：国立国際医療研究センタースタッフによる研修（H26 年 10 月）

・体制強化のための**ＷＧを設置し、医療支援マニュアルを作成**（H26～H27）

・**支援病院スタッフ実地研修の開催**（H28 年 10 月～12 月）　⇒別紙

【支援病院スタッフ実地研修の開催】　開催日：平成 28 年 10 月 31 日、11 月 21 日、12 月 12 日の計３回

１　目的

本県唯一の第一種感染症指定医療機関である盛岡市立病院の体制強化及び各支援病院による安全かつ円滑な支援体制整備のため、「盛岡市立病院の感染症病床に対する医療支援協定に係るウイルス性出血熱(EVD)感染制御マニュアル」（平成 27 年５月感染制御ワーキンググループ作成）を踏まえた研修を実施するもの。

２　研修参加者（計 14 名）

盛岡市立病院関係者、各支援病院の医療従事者（医師、看護師）及び感染管理担当者等

３　会場

盛岡市立病院感染症病室等

４　内容

(1) 盛岡市立病院スタッフによるマニュアルの個別研修

(2) 支援病院スタッフによるマニュアルの同研修のうち医師及び看護師にかかる項目
（主にＰＰＥ着脱及び確認作業や模擬採血の実施）　など

【第二種感染症指定医療機関指定状況】

医療圏	医療機関の名称	病床数
盛　岡	盛岡市立病院	６床
岩　手 中　部	北上済生会病院	４床
	県立遠野病院	２床
胆　江	奥州市総合水沢病院	４床
両　磐	県立千厩病院	４床
気　仙	県立大船渡病院	４床
釜　石	※	０床
宮　古	県立宮古病院	４床
久　慈	県立久慈病院	４床
二　戸	県立一戸病院	４床
計	９医療機関	36 床

※大槌病院に２床設置されていたが、東日本大震災津波により被災。再建された新病院には感染症病床なし。

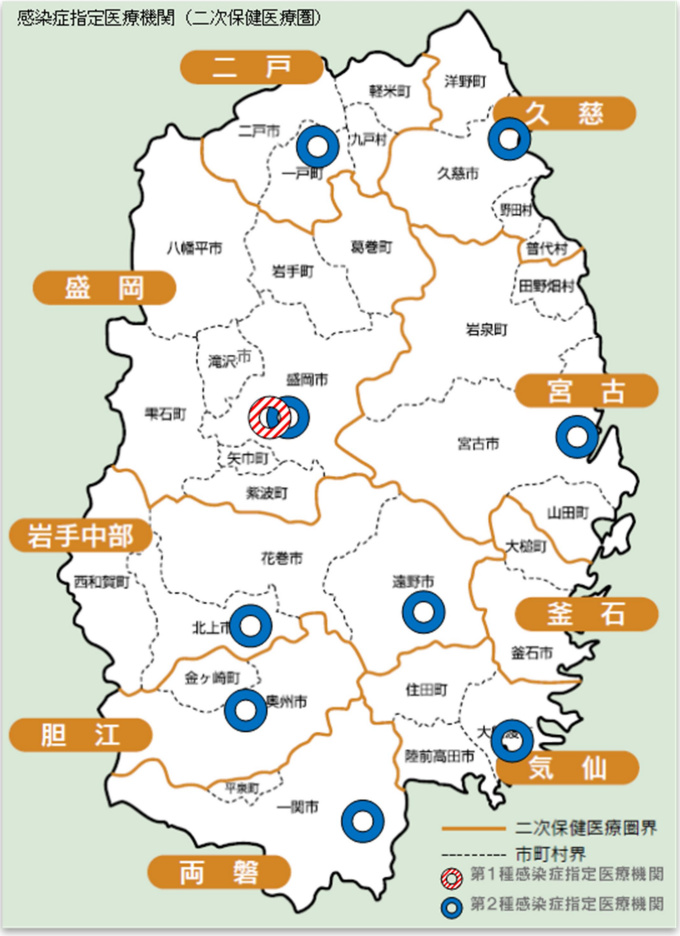

参考【感染症法の概要】　感染症の類型とその対応・医療体制

<table>
<tr><th>感染症類型</th><th>感染症名等</th><th>主な対応</th><th>医療体制</th></tr>
<tr><td>新感染症</td><td>（該当なし）</td><td rowspan="2">原則として入院</td><td rowspan="2">特定感染症指定医療機関
（国が指定：全国に数カ所）</td></tr>
<tr><td>一類感染症</td><td>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱の7疾患。</td><td rowspan="2">第一種感染症指定医療機関
（知事が指定　各都道府県1カ所：2床）</td></tr>
<tr><td>二類感染症</td><td>急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイル属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ(H5N1)、鳥インフルエンザ（H7N9）</td><td rowspan="2">状況に応じて入院</td><td rowspan="2">第二種感染症指定医療機関
（知事が指定　2次医療圏に1カ所：盛岡6床、その他4床）</td></tr>
<tr><td>新型インフルエンザ等感染症</td><td>新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。</td></tr>
<tr><td>三類感染症</td><td>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（0157等）、腸チフス、パラチフスの5疾患。</td><td>特定業務への就業制限</td><td rowspan="3">一般の医療機関</td></tr>
<tr><td>四類感染症</td><td>下記のとおり</td><td>物的措置</td></tr>
<tr><td>五類感染症</td><td>下記のとおり</td><td>発生動向の把握・情報提供</td></tr>
</table>

四類感染症	【法】E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)、ボツリヌス症、マラリア、野兎病 【政令】ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、コクシジオイデス症、サル痘、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱
五類感染症	【法】インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 【省令】アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症